

令和3年度

A E D一体型広告掲出事業

(公募型企画競争方式)

案 内 書

名 古 屋 市

参加の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇	あらまし	1 頁
◇	募集要項	3 頁
	第 1 事業の趣旨	3 頁
	第 2 設置場所等	3 頁
	第 3 参加資格	3 頁
	第 4 参加手続等	10 頁
	第 5 質問及び回答	11 頁
	第 6 無効となる提案	12 頁
	第 7 企画書の評価・採点の手続	12 頁
	第 8 選定結果の通知及び公表	13 頁
	第 9 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明	14 頁
	第 10 契約保証金	14 頁
	第 11 広告掲出場所の協議	14 頁
	第 12 契約の締結	14 頁
	第 13 事業計画書の提出	15 頁
	第 14 行政財産使用許可申請書の提出	15 頁
	第 15 広告料、行政財産目的外使用料及び電気料金の納付	15 頁
	第 16 問合せ先	15 頁
◇	施設一覧	16 頁
◇	契約書（案）	18 頁
◇	AED 一体型広告掲出事業共通仕様書	37 頁
◇	行政財産目的外使用許可条件	43 頁
◇	情報取扱注意項目	45 頁
◇	妨害又は不当要求に対する届出義務	47 頁
◇	障害者差別解消に関する特記仕様書	47 頁
◇	名古屋市広告掲載要綱	48 頁
◇	名古屋市広告掲載基準	50 頁
	※各施設に関する広告掲載要綱は、名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。	
	【様式集】	52 頁
	AED 一体型広告掲出事業申込書（様式 1）	53 頁
	企画書記載要領	54 頁
	企画書（共通事項・施設別事項）（様式 2・3）	56 頁
	法人役員等に関する調書（様式 4）	59 頁
	共同事業体協定書（様式 5）	60 頁
	AED 一体型広告掲出事業質問書（様式 6）	62 頁

あ ら ま し

案内書	案内書及び提出書類の様式等は、市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。施設ごとに仕様が異なりますので、施設別特記仕様書の内容をよくご確認ください。 名古屋市公式ウェブサイトトップページ＞事業向け情報＞募集情報＞広告事業の募集＞令和3年度 AED 一体型広告掲出事業（公募型企画競争方式）
-----	--



質問及び回答 ☞ 11 頁参照	令和3年10月27日(水)から令和3年11月17日(水)17時30分まで ※必着 本案内書の内容に質問がある場合は、ファックスまたは電子メールにより質問書（様式6）をご提出ください。 質問に対する回答は、質問者に対してファックスまたは電子メールにより回答するとともに、全ての質問をまとめた回答書を12月1日(水)に市公式ウェブサイト(上記募集ページ内)に公表します。
--------------------	---



申込書・企画書等の 提出期間 ☞ 10・11 頁 参照	令和3年10月27日(水)から令和3年12月22日(水)17時30分まで ※必着 提出場所 名古屋市財政局財政部資産経営戦略室 AED一体型広告掲出事業申込書及び企画書等(様式1～5)は、必要事項を記入の上、持参または郵送(書留または簡易書留に限る)でご提出ください。
--------------------------------------	--



企画書の評価・採点 選定結果の通知・公表 ☞ 12・13 頁 参照	申込受付後、参加資格について審査し、参加資格を有すると認められた者の中から、企画書等に基づき、企画内容等を総合的に評価して、各施設につき1事業者を選定します。選定結果については、全ての提案者に書面で通知し、また、市公式ウェブサイトでも公表します。(2月上旬を予定)
--	--



契約保証金 ☞ 14頁参照	契約保証金を契約締結までに本市が発行する保証金納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の各号に該当する方は、契約保証金を免除します。
-----------------------------	--



(該当・希望の場合) 広告掲出場所の協議 ☞ 14頁参照	広告掲出場所の協議が可能な施設において、協議を希望する場合は書面にて各施設管理者へ申し出てください。
---	---



契約の締結 ☞ 14頁参照	令和4年3月31日(木)まで
-----------------------------	-----------------------



事業計画書の提出 行政財産目的外使用許可の手続き ☞ 15頁参照	各施設管理者の定める期日までに事業計画書を提出していただきます。設置機器による行政財産の使用面積が確定次第、行政財産目的外使用許可の手続きを行っていただきます。
---	---



広告原稿の 審査・承認	各施設管理者の定める期限までに、広告原稿を提出していただきます。広告原稿については、各施設管理者による審査・承認を受ける必要があります。
------------------------	---



AED 一体型広告 の設置	設置開始日までに設置作業をしていただきますが、作業可能な日時や搬入搬出の経路等は施設によって異なりますので、各施設管理者と協議してください。また、AEDは設置開始日には使用可能な状態にしていただく必要がありますのでご注意ください。 契約者の都合によりAED一体型広告の設置開始日から設置開始できなかった場合、本市は広告料の返還やその他補償に応じません。 更新期間を含めた契約期間満了後は、各施設管理者が特に認めた場合を除き、設置機器を撤去し原状回復していただきます。
--------------------------	--

募 集 要 項

AED一体型広告掲出事業募集に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの募集要項並びに施設別特記仕様書によるとともに、必ず現地を確認し、応募される設置場所の現状・現形を承知されたうえで、ご参加ください。

第1 事業の趣旨

AED一体型広告掲出事業とは、市施設におけるAED（自動体外式除細動器）の設置及び維持管理をしていただくことを条件に、広告を掲出していただくものです。

本事業は、公募型企画競争方式（以下「企画競争」という。）により、参加資格を有すると認められた者の中で、本事業の実施にあたり最も優れた提案を行った者を契約の相手方とします。

第2 設置場所等

1 AED一体型広告掲出場所

別添の施設別特記仕様書及び第11 広告掲出場所の協議を参照ください。

2 設置する機器の仕様

設置する機器の仕様の詳細は、AED一体型広告掲出事業共通仕様書（37～42頁）のとおりです。

3 設置作業

設置作業が可能な日時や搬入搬出の経路等は施設によって異なりますので、各施設管理者と協議していただきます。

第3 参加資格

- 1 この企画競争に参加を希望する者は、次に掲げる要件(1)～(8)をすべて満たしていることが必要です。2者で構成する共同事業体での応募も可能としますが、その場合はいずれかの構成員を代表者とし、共同事業体協定（様式5）を締結した上で参加してください。

共同事業体での応募の場合、2者とも以下(1)～(7)の要件を満たしていることが必要となり、どちらか1者でも要件を満たさない場合は共同事業体として参加資格を有しないこととなります。また、(8)については、構成員のいずれかが資格を有している必要があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは本企画競争代理人として使用する者でないこと。ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除きます。

- (3) 次のア、イのいずれかに該当しないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除きます。
- ア 会社更生法（平成14年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有すると認定されていない者にあつては、本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (5) 本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1 月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2 月15日付け19財管第 253 号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する業種又は事業者でない者であること。
- (7) 令和3年度及び令和4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」または申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」、申請業種「医療機器」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること、又は当該競争入札参加資格を有していないもので、令和 3 年12月22日（水）午後 5時15分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定されたものであること。
- (8) A E Dの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等貸与業の資格を有する者であること。

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、本件契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、参加者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含みます。また、共同事業体での参加の場合は、2 者とも対象となります。）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名の情報（「法人役員等に関する調書」）を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない者は、参加することができませんので、ご注意ください。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱

平成 20 年 2 月 15 日

19 財管第 253 号

改正 平成 22 年 11 月 30 日 22 財管第 177 号

平成 24 年 3 月 30 日 23 財管第 328 号

平成 28 年 4 月 1 日 28 財管第 4 号

平成 31 年 3 月 29 日 30 財管第 236 号

令和 2 年 3 月 27 日 31 財資経第 294 号

(目的)

第 1 条 この要綱は「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、警察本部長との密接な連携のもと、名古屋市が締結する公有財産の売払い及び貸付の契約等から暴力団関係事業者を排除する措置について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、名古屋市財産条例(平成 15 年名古屋市条例第 56 号)及び合意書 1(2) から(6) に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公有財産の売払い又は貸付の契約

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 238 条の 5 第 1 項の規定により実施する不動産の売払又は貸付契約及び法第 238 条の 4 第 2 項の規定により実施する不動産の貸付契約をいい、広告又はネーミングライツ等公有財産を活用して対価を得る契約を含めるものとする。

(2) 一般競争入札等

公有財産の売払い又は貸付の契約を、競争入札、先着順売払い若しくは貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合をいう。

(3) 随意契約

一般競争入札等以外の方法で実施する公有財産の売払い又は貸付の契約をいう。

(4) 有資格者

一般競争入札等の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方をいう。

(5) 局区等の長

売払契約にあっては、財政局長又は名古屋市公有財産規則(平成 16 年名古屋市規則第 49 号。以下「規則」という。)第 45 条に基づき当該普通財産を処分する当該局長若

しくは教育次長とし、貸付契約にあつては当該財産を管理する局区等の長又は教育次長とする。

(6) 排除措置事業者

現に排除措置を受けている者をいう。

(有資格者への周知)

第3条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結しようとするときは、合意書に基づき契約から暴力団関係事業者を排除すること及び次条により暴力団関係事業者であるかどうかを警察本部長に照会することをあらかじめ公告及び入札説明書等に記載するなどの方法により、有資格者に周知しなければならない。

(報告等)

第4条 局区等の長は、有資格者が合意書2に規定する排除措置の対象となる法人（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当すると疑うに足る事実を把握したとき又は必要と認める場合には、様式1により財政局長に報告しなければならない。報告は、当該入札日（随意契約等においては契約予定日）の2週間以上前の次項に定める集約日までに行うものとする。

- 2 財政局長は、合意書3(1)に基づき、当該有資格者が排除措置対象法人等に該当するかどうかについて、原則として毎月1日及び15日（1日及び15日が閉庁日の場合は直後の開庁日）を集約日とし、この日まで報告されたものを集約のうえ警察本部長に対し照会するものとする。
- 3 財政局長は、警察本部長から前項による照会の回答文書等を受け取ったときは、すみやかに当該書面を添えて様式2により、局区等の長へ通知するものとする。

(排除措置)

第5条 局区等の長は、前条第3項の回答の結果、又は合意書3(3)の規定に基づく警察本部長からの通報により、有資格者が合意書2各号に定める排除要件のいずれかに該当すると認めるときは、排除に必要な相当の期間を定めて排除措置を行い、合意書4(2)により当該措置結果を財政局長を通じて警察本部長に通知するものとする。

- 2 局区等の長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、前条第3項で添付された警察本部長から回答書又は通報書の写しを付して、様式3により、遅滞なく当該有資格者に対して通知するものとする。

(契約からの排除)

第6条 局区等の長は、排除措置事業者を一般競争入札等に参加させてはならない。一般競争入札等の参加資格の確認の結果、既に競争入札参加資格等を有する旨の通知がなされている者が、落札決定又は契約の相手方と決定するまでの間に排除措置を受けたときは、当該通知を取り消すものとする。

- 2 局区等の長は排除措置事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、排除措置事業者の所有する土地を買収する必要がある場合など、当該契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

(用途制限の措置)

第7条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結するときは、前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該物件が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならないこと。
- (2) 契約の相手方が前号に違反したときは、売払代金又は貸付料総額の100分の30に相当する額を違約金として支払わなければならないこと。
- (3) 契約の相手方が第1号に違反したときは、当該契約の解除ができること。

(使用許可への準用)

第8条 法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合(以下「使用許可」という。)については、第3条から第5条まで、第6条第2項本文、第7条第1号及び同条第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約を締結」とあるのは「行政財産の使用を許可」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「契約」とあるのは「使用許可」と、「有資格者」とあるのは「申請者」と、「契約予定日又は入札日」とあるのは「許可予定日」と、「様式3」とあるのは「規則第2号様式に準じた様式」と、「随意契約」とあるのは「使用許可」とそれぞれ読み替えるものとする。

(土地基金に属する土地の貸付契約への準用)

第9条 名古屋市土地基金(以下「土地基金」という。)に属する土地の貸付契約については、第3条から第5条まで、第6条第1項、同条第2項本文及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「有資格者」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方」と、「様式3」とあるのは「様式3に準じた様式」と、「一般競争入札等」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行うもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定める排除措置に関して財政局長が行う事務は、財政局財政部資産経営戦略室において処理する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱による、公有財産の貸付又は使用許可に関する規定は、施行日以後新たに使用させる場合又更新をする場合に適用し、施行日以前に現に使用させている公有財産については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月30日から施行する。
- 2 本要綱の公有財産の売払い又は貸付の契約に関する規定は、施行日以後新たに契約する場合又は契約の更新をする場合に適用し、施行日以前に現に契約している公有財産については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の規定は、施行日以後新たに契約若しくは許可する場合又は契約若しくは許可の更新をする場合に適用し、施行日以前に現に契約若しくは許可しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第4 参加手続等

本企画競争では、施設一覧（16～17 頁）に掲載されている施設について、複数の施設に参加することができます。下記提出書類のうち(3)については提案いただく施設ごとにご提出いただく必要があります。

提出期間	令和3年10月27日(水)から令和3年12月22日(水) 17時30分まで ※必着
提出場所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市財政局財政部資産経営戦略室（名古屋市役所本庁舎3階）
提出書類	様式集を参照の上、以下の書類を提出してください。 (1) AED一体型広告掲出事業申込書 …様式1 (2) 企画書(共通事項) …様式2 (3) 企画書(施設別事項) …様式3 (4) 機器の仕様がわかるカタログ・資料等 (5) 高度管理医療機器等貸与業の資格証（写） (6) <法人の場合> 法人役員等に関する調書 …様式4 (7) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） 1通 (8) <共同事業体の場合> 共同事業体協定書 …様式5 ※共同事業体による参加の場合、(6)及び(7)の書類は2者とも必要です。 ※住民票の写し及び法人登記簿謄本は発行後3か月以内のもの。
提出部数	提出書類(1)(2)(4)…施設所管局ごとに正本1部、副本4部※ 提出書類 (3) …施設番号ごとに正本1部、副本4部 提出書類 (5)～(8)…正本1部 ※副本は、提案者名を特定できる表示等は黒塗りしてご提出ください。 例：(1)(2)(4)について、国際会議場、生涯学習センター2館、蓬左文庫に提案の場合、副本は8部（施設所管局は観光文化交流局と教育委員会）

提出方法	次のいずれかの方法により提出してください。 なお、持参する場合は、事前に電話連絡をお願いします。 (1) 持参 8 時 45 分から 17 時 30 分まで ※土日祝日等の休日を除く。 (2) 郵送（書留又は簡易書留郵便に限ります。） ※提出書類の到着確認の問い合わせにはお答えできません。
注意事項	(1) 提出された企画書等は一切お返しできませんので、ご了承ください。 (2) 提出期間終了後は、提出された企画書等の差替え又は再提出は認めません。ただし、本市から指示があった場合は除きます。 (3) 企画書等が期日までに到達しない場合及び必要書類すべてが添付されていない場合は無効となります。 (4) 本企画競争にあたって、提案者が要した一切の費用は、提案者の負担とします。 (5) 本企画競争に参加を希望される方は、必ず事前に現地をご確認ください。現地を確認する場合は、事前に各施設管理者まで連絡してください。 (6) 企画書提出後に辞退する場合は、必ず書面（任意様式）で行ってください。

第5 質問及び回答

- 1 本案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により質問を提出してください。
 - (1) 令和3年11月17日(水)17時30分までに提出してください。
 - (2) 下記のあて先へファックス又は電子メールにて質問書(様式6)を送付してください。
 - (3) 質問に対する回答は、質問者に対してファックス又は電子メールにより回答するとともに、全ての質問をまとめた回答書を令和3年12月1日(水)に名古屋市公式ウェブサイトにて公表します。
 - (4) 回答書には、回答とあわせて仕様の補足等が示されることもありますので、企画書等の提出前に必ず回答書を確認してください。
- 2 あて先
 名古屋市財政局財政部資産経営戦略室
 ファックス 052 - 972 - 4122 電子メール a2318@zaisei.city.nagoya.lg.jp

第6 無効となる提案

1 以下のいずれかに該当する提案は、無効とします。

(1) 本募集要項に示した参加資格のない者の提案

※参加資格があることが確認された者であっても、契約候補者の選定までの間に参加資格を有しないこととなった者の提案は、無効となります。

(2) 企画書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 企画書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

第7 企画書の評価・採点の手続

1 企画書の評価・採点は、評価委員（本市職員）4名の採点により行い、それぞれの施設の所管局において決定します。

2 評価基準

(1) 評価基準

評価項目		配点	評価基準
1	広告料提案金額	25	最高額を満点とし、その他は最高額に対する割合で低減 ただし、最高額が以下に示す金額の場合は、配点を以下に示す配点とし、上記の計算を行う。 ① 1～500円・・・5点 ② 501～1,000円・・・10点 ③ 1,001～1,500円・・・15点 ④ 1,501～2,000円・・・20点
2	AED一体型広告（全体）の設置における工夫	25	機器のデザイン等が設置する施設の景観や特性を考慮したふさわしいものとなっているか 設置機器の安全対策を行うにあたり、施設利用者等に対してどのような点に配慮しているか
3	AED本体を使用する際の工夫	20	AEDの使用時、異常発生による緊急時等に迅速な対応ができるよう、どのような工夫がされているか
4	AEDの設置実績	10	官公庁、民間企業へのAED設置（維持管理を含む）実績はあるか
5	AEDを維持管理する部門の所在地	15	緊急時等に適切に対応できるよう、AEDの維持管理部門が名古屋市内にあるか
6	参加者の所在地 （共同事業体での参加の場合は代表者の所在地）	5	名古屋市内に本店・支店・営業所等があるか
合計		100	

(2) 採点方法

各評価委員は、(1)評価項目の各評価基準について評価し、採点します。1名あたり100点満点、各委員の採点の合計(400点満点)を評価点とします。

3 順位の決定方法

(1) 提案者のうち最も評価点が高い方を選定します。

評価項目1の評価点計算について、端数が生じた場合は切捨てとします。

(2) 評価点が同点になった場合は、次の方法により順位を決定します。

ア 評価項目「2 AED一体型広告(全体)の設置における工夫」の点数が高い方を上位とします。

イ アも同点の場合は、評価項目「1 広告料提案金額」の点数が高い方を上位とします。

ウ イも同点の場合は、評価項目「3 AED本体を使用する際の工夫」の点数が高い方を上位とします。

エ ウも同点の場合は、各施設所管局の局長が順位を決定します。

4 契約候補者の選定方法

(1) 提案された企画書を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行います。

(2) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行います。

(3) 提案者が1者であっても、本企画競争は成立するものとします。

(4) 本募集要項に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由(以下「無資格理由」という。)を書面により通知し、その者が提出した企画書等は審査を行いません。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができます。(共同事業体の場合は、無資格者の通知及び無資格理由の説明については、代表者を通じて行うものとします。)

ア 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、任意様式の書面により説明を求めることができます。

イ 説明請求の受付場所及び受付時間は、企画書等の提出場所と同一です。

ウ 前項に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた方に対して、書面で行います。

第8 選定結果の通知及び公表

全提案者の順位と点数については、企画書等を提出したすべての提案者に書面にて通知するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表します。

第9 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- 1 「第8 選定結果の通知及び公表」の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について任意様式の書面により説明を求めることができます。
- 2 書面は持参により提出してください。
- 3 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、企画書等の提出場所と同一です。
- 4 第1項に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた方に対して、書面で行います。
- 5 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受けません。

第10 契約保証金

- 1 契約締結までに、契約保証金を本市発行の納付書（各施設管理者より送付）により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- 2 契約保証金は、契約金額（広告料年額）の10分の1とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、未払いの広告料等がある場合は、本市に対する一切の債務等を控除した後にその残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。

第11 広告掲出場所の協議

- 1 施設別特記仕様書に広告掲出場所の協議の記載がある施設において、あらかじめ指定された設置可能範囲以外の場所で広告掲出を希望する場合は、協議書（任意様式）にて施設所管課へ協議を申し出ることができます。
この場合、A E Dの収納と広告物はそれぞれ独立した構造とし、A E Dの収納はあらかじめ指定された設置可能範囲内に設置していただきます。ただし、施設所管課が認めた場合は、設置可能範囲外にA E Dの収納と一体で広告を掲出することができます。
- 2 協議書には、希望する広告掲出場所とともに、広告掲出及びA E Dの収納に用いる機器の概要や写真を添付してください。
- 3 A E D 1 台に対し、広告の掲出面は1面とします。
- 4 広告掲出場所の協議が契約締結期限までに整わなかった場合は、施設別特記仕様書にあらかじめ記載された設置可能範囲内にA E Dの収納と一体で設置可能な広告を掲出していただきます。

第12 契約の締結

- 1 契約締結の手続きについては、施設の所管局と行っていただきます。

- 2 契約候補者には、施設の所管局から契約書、納入通知書等の契約関係書類等をお渡しします。契約書(案)は18～26頁、共同事業体用契約書(案)は27～36頁のとおりです。
- 3 契約締結期限は令和4年3月31日(木)とします。期限までに契約を締結しない場合は、契約候補者の資格を取り消します。契約候補者の資格を取り消した場合、次順位の方を新たな契約候補者として手続きを行います。
- 4 契約は、契約候補者名義で行います。

第13 事業計画書の提出

契約候補者は、速やかにAED一体型広告の規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制(メンテナンス及び緊急時の対応を含む)及び作業スケジュール等を記載した事業計画書(任意様式)を各施設管理者へ提出してください。

第14 行政財産使用許可申請書の提出

AEDや広告物の設置面積、広告掲出面積が確定次第、速やかに「行政財産使用許可申請書」を各施設管理者へ提出してください。

申請受付後、「行政財産使用許可書」を郵送します。

第15 広告料、行政財産目的外使用料及び電気料金の納付

広告料、行政財産目的外使用料及び電気料金は、契約書に定める期限までに、本市発行の納入通知書により納付していただきます。(電気電源を使用しない機器を設置した場合は電気料金の納付は必要ありません。)

第16 問合せ先

名古屋市財政局財政部資産経営戦略室活用促進係 担当：江口・矢野

電話 052 - 972 - 2318 ファックス 052 - 972 - 4122

電子メール a2318@zaisei.city.nagoya.lg.jp

※電話問合せ：8時45分から17時30分まで(ただし、休日を除く。)

施 設 一 覧

番号	施設名	台数	所管局
1	16 区役所・6 支所	29 台	スポーツ市民局
2	楠地区会館	1 台	
3	山田地区会館	1 台	
4	富田地区会館	1 台	
5	南陽地区会館	1 台	
6	志段味地区会館	1 台	
7	徳重地区会館	1 台	
8	国際会議場	3 台	観光文化交流局
9	各区図書館（21 か所）	21 台	教育委員会
10	千種生涯学習センター	1 台	
11	東生涯学習センター	1 台	
12	北生涯学習センター	1 台	
13	西生涯学習センター	1 台	
14	中村生涯学習センター	1 台	
15	中生涯学習センター	1 台	
16	昭和生涯学習センター	1 台	
17	瑞穂生涯学習センター	1 台	
18	熱田生涯学習センター	1 台	
19	中川生涯学習センター	1 台	
20	港生涯学習センター	1 台	
21	南生涯学習センター	1 台	
22	守山生涯学習センター	1 台	

番号	施設名	台数	所管局
2 3	緑生涯学習センター	1 台	教育委員会
2 4	名東生涯学習センター	1 台	
2 5	天白生涯学習センター	1 台	
2 6	蓬左文庫	1 台	

※各施設における設置可能範囲等詳細については、別添の「施設別特記仕様書」をご確認ください。

契 約 書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、AED一体型広告掲出事業に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1条 甲は、【施設名称】内の一部を提供し、乙にAED一体型広告を設置掲出させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料、行政財産目的外使用料及び電気料金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（設置掲出場所及び仕様）

第 2条 AED一体型広告の設置掲出場所及び仕様については、別添「AED一体型広告掲出事業共通仕様書」及び「施設別特記仕様書」並びに「企画書（施設別事項）」のとおりとする。

2 乙は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「【施設所管局区名称】広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書によるAED一体型広告の設置掲出を行わなければならない。

（事業計画の策定及び協議）

第 3条 乙は、AED一体型広告の規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）及び作業スケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の事業計画を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（契約期間及び更新）

第 4条 契約期間は、契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

2 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 5 年 4 月 1 日から 4 年間を限度（最大令和 9 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める乙の申請は、各年 9 月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

（使用の許可、期間、使用料）

第 5条 乙は、広告物の掲出に際して、別途、名古屋市長より名古屋市公有財産規則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 49 号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出

期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守しなければならない。

- 2 使用許可期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 3 乙は、使用許可を受けるにあたり、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに所定の使用料を納付しなければならない。
- 4 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に、1年を単位として使用許可の更新を申請できる。
- 5 前項に定める乙の申請は、各年9月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

（広告料及び電気料金）

第6条 乙は、前条第3項に定める使用料とは別に、AED一体型広告の設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。

- 2 広告料は、年額金額：「月額金額」×12か月 円（月額金額：「提案金額」×消費税及び地方消費税にかかる税率 円）とする。（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額金 円）

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合、月額金額「提案金額」 円に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に契約を変更する。

- 3 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払期日
令和4年度	令和4年4月～令和5年3月分	令和4年4月末日

（第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年度	支払額	支払期日
令和5年度	令和5年4月～令和6年3月分	令和5年4月末日
令和6年度	令和6年4月～令和7年3月分	令和6年4月末日
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	令和7年4月末日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

- 4 乙は、事業を実施するため、甲の電気を消費する機器を設置する場合、甲に電気料金を支払うものとし、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。甲は、実費相当額の電気料金を次の計算式により算出するものとする。
電気料金＝（企画書記載の消費電力）×（稼働時間/日）×（稼働日数）×（契約単価）

（延滞金）

第7条 乙は、前条第3項に定める納付期限までに広告料を支払わないとき、及び前条第4項により指定された期限までに電気料金を支払わないときは、納付期限の翌日から支払っ

た日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、同項に定める割合が改訂された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（充当の順序）

第8条 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（契約保証金）

第9条 乙は、甲に対して契約保証金として金_____円（広告料年額の10分の1）を、甲が発行する保証金納付書により、本件契約締結日までに納付しなければならない。ただし、甲は、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 乙に未払いの広告料、電気料金、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。
- 6 甲は、本件契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、乙に未払いの広告料、電気料金、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。
- 7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、本件契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承し、又はその権利を担保に供することができない。

（契約の履行の一時中止）

第11条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、乙の責めに帰することができないものにより、乙が本件契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直

ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により【施設所管局区で定める期間】において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合には、「【施設所管局区】広告掲載要綱」の規程により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(広告掲出)

- 第12条 乙は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「【施設所管局区】広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。
- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、第1項に規定する審査において、甲から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
 - 4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、施設の公共性、美観及び施設利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正・変更)

- 第13条 甲は、広告内容が公共施設に掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。ただし、広告内容の修正期間中であっても、AED（「自動体外式除細動器」をいう。）は正常に使用できる状態にしておかなければならない。
- 2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。
 - 3 乙は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(広告内容についての責任)

- 第14条 乙は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。
- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
 - (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙は保証するものとする。
 - (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告設置にあたっての留意事項)

- 第15条 乙は、AED一体型広告の設置にあたっては、甲の指示に基づき、施設の業務、維

持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう処置しなければならない。

- 2 乙は、広告の転倒及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 4 広告の設置によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 広告物の設置後、甲の事業の変更、来庁者への影響等により広告設置場所を変更する等の必要が生じた場合には、甲乙協議の上、その対応について定めるものとする。その場合、広告設置場所を変更する等の費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。
- 7 乙は、広告が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 8 甲は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第16条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が、第5条第1項に定める使用許可の許可条件、本件契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「【施設所管局区】広告掲載要綱」及び仕様書に違反したとき。
 - (3) 第13条第1項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は前条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
 - 4 第1項に定める指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。
 - 5 第1項及び前項に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。
 - 6 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額

の全部又はその一部としない。

(契約の解除及び違約金)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、本件契約を解除することができる。

- (1) 第5条に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本件契約に違反したとき。
- (3) 本件契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙が本件契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 乙が本件契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- (6) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (7) 乙による破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は乙に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (8) 乙が本件契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本件契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本件契約を解除することができる。
- 3 乙は、第4条に定める契約期間中に、甲に対して本件契約の解除を申し入れることがで

きる。

- 4 前3項の規定により本件契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由があるとき及び乙の都合による申し入れのときは、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。
- 5 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第18条 甲は、乙が本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第19条 乙が本件契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、広告料に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、広告料の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用

人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、本件契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（原状回復義務）

第20条 契約期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、乙は自己の費用をもってAED一体型広告を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が原状回復をしない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害があるときは、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第21条 乙は、第12条第3項、第13条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

- 2 乙は、本件契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 3 乙は、本件契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して決める。
- 5 本件契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

（著作権等の管理）

第22条 乙はAED一体型広告の設置に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であるか否かは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第23条 乙は事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。
本件契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(情報取扱注意項目等)

第25条 乙は事業を実施するにあたり、別添「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第26条 本件契約の定めに疑義が生じたとき、又本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙

契 約 書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と共同事業体（以下「乙」という。）とは、AED一体型広告掲出事業に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、【施設名称】内の一部を提供し、乙にAED一体型広告を設置掲出させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料、行政財産目的外使用料及び電気料金を支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（設置掲出場所及び仕様）

- 第2条 AED一体型広告の設置掲出場所及び仕様については、別添「AED一体型広告掲出事業共通仕様書」及び「施設別特記仕様書」並びに「企画書（施設別事項）」のとおりとす。
- 2 乙は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「【施設所管局区名称】広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書によるAED一体型広告の設置掲出を行わなければならない。

（事業計画の策定及び協議）

- 第3条 乙は、AED一体型広告の規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）及び作業スケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の事業計画を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（契約期間及び更新）

- 第4条 契約期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。
- 2 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める乙の申請は、各年9月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

(使用の許可、期間、使用料)

第5条 乙は、広告物の掲出に際して、別途、名古屋市長より名古屋市公有財産規則（平成16年3月31日規則第49号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守しなければならない。

2 使用許可期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 乙は、使用許可を受けるにあたり、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに所定の使用料を納付しなければならない。

4 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間で限度（最大令和9年3月31日まで）に、1年を単位として使用許可の更新を申請できる。

5 前項に定める乙の申請は、各年9月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

(広告料及び電気料金)

第6条 乙は、前条第3項に定める使用料とは別に、AED一体型広告の設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。

2 広告料は、年額金額：「月額金額」×12か月 円（月額金額：「提案金額」
×消費税及び地方消費税にかかる税率 円）とする。（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額金 円）

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合、月額金額
「提案金額」 円に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に契約を変更する。

3 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払期日
令和4年度	令和4年4月～令和5年3月分	令和4年4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払期日
令和5年度	令和5年4月～令和6年3月分	令和5年4月末日
令和6年度	令和6年4月～令和7年3月分	令和6年4月末日
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	令和7年4月末日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

4 乙は、事業を実施するため、甲の電気を消費する機器を設置する場合、甲に電気料金を支払うものとし、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。甲は、実費相当額の電気料金を次の計算式により算出するものとする。

電気料金＝（企画書記載の消費電力）×（稼働時間/日）×（稼働日数）×（契約単価）

(延滞金)

第 7条 乙は、前条第 3 項に定める納付期限までに広告料を支払わないとき、及び前条第 4 項により指定された期限までに電気料金を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第 1 項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、同項に定める割合が改訂された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第 8条 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第 9条 乙は、甲に対して契約保証金として金 円（広告料年額の10分の 1）を、甲が発行する保証金納付書により、本件契約締結日までに納付しなければならない。ただし、甲は、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 乙に未払いの広告料、電気料金、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。

6 甲は、本件契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、乙に未払いの広告料、電気料金、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、本件契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承し、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の履行の一時中止)

第11条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、乙の責めに帰することができないものにより、乙が本件契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により【施設所管局区で定める期間】において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合には、「【施設所管局区】広告掲載要綱」の規程により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(広告掲出)

第12条 乙は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「【施設所管局区】広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する審査において、甲から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、施設の公共性、美観及び施設利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正・変更)

第13条 甲は、広告内容が公共施設に掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。ただし、広告内容の修正期間中であっても、AED(「自動体外式除細動器」をいう。第26条において同じ。)は正常に使用できる状態にしておかなければならない。

2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。

3 乙は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(広告内容についての責任)

第14条 乙は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙は保証するものとする。

(3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合

は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告設置にあたっての留意事項)

第15条 乙は、A E D一体型広告の設置にあたっては、甲の指示に基づき、施設の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう処置しなければならない。

- 2 乙は、広告の転倒及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 4 広告の設置によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 広告物の設置後、甲の事業の変更、来庁者への影響等により広告設置場所を変更する等の必要が生じた場合には、甲乙協議の上、その対応について定めるものとする。その場合、広告設置場所を変更する等の費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。
- 7 乙は、広告が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 8 甲は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第16条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が、第5条第1項に定める使用許可の許可条件、本件契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「【施設所管局区】広告掲載要綱」、及び仕様書に違反したとき。
 - (3) 第13条第1項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は前条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
 - 4 第1項に定める指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去

又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。

- 5 第1項及び前項に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。
- 6 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(契約の解除及び違約金)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、本件契約を解除することができる。

- (1) 第5条に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本件契約に違反したとき。
- (3) 本件契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙が本件契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 乙が本件契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- (6) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (7) 乙による破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は乙に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (8) 乙が本件契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本件契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本件契約を解除することができる。
- 3 乙は、第4条に定める契約期間中に、甲に対して本件契約の解除を申し入れることができる。
- 4 前3項の規定により本件契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由があるとき及び乙の都合による申し入れのときは、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。
- 5 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第18条 甲は、乙が本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第19条 乙が本件契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、広告料に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、広告料の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15

号) 第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

- 2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、本件契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(原状回復義務)

第20条 契約期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、乙は自己の費用をもってAED一体型広告を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が原状回復をしない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害があるときは、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、第12条第3項、第13条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

- 2 乙は、本件契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 3 乙は、本件契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して決める。
- 5 本件契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(著作権等の管理)

第22条 乙はAED一体型広告の設置に際して、著作権等(著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であるか否かは問わない。)を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第23条 乙は事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本件契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(情報取扱注意項目等)

第25条 乙は事業を実施するにあたり、別添「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

(共同事業体に関する特記事項)

第26条 乙は契約の履行に関し、別紙共同事業体協定書に基づき、契約の履行及び乙が負担することとなる損害の賠償について、共同連帯して責任を負うものとする。

2 甲は、広告掲出に関すること、AEDの維持管理に関すること、広告料等の納付に関すること等、契約に関する行為については、すべて代表者 を相手方とし、契約の履行上必要な一切の事務手続を行うものとする。

3 甲は、構成員間の紛争その他の事由により、乙が契約を履行しないと認められるときは、甲は催告しないで契約を解除することができる。契約を解除した場合においては、第17条第4項及び第5項を適用する。

(疑義の解釈等)

第27条 本件契約の定めに疑義が生じたとき、又本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 共同事業体名称
(代表者)

(構成員)

A E D 一体型広告掲出事業 共通仕様書

名古屋市を甲とし、A E D 一体型広告掲出事業者を乙とする。

1 設置可能範囲

- (1) 設置可能範囲は施設ごとに異なるので、施設別特記仕様書を確認すること。
- (2) 事業者の施設使用形態は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づき、本市が事業者に対し、行政財産である建物の一部について目的外使用許可をする形態とする。
- (3) 広告掲出場所が協議可能な施設において、契約候補者は施設所管課に対して、協議書（任意様式）により協議を申し出ることができる。その場合、希望する広告掲出場所とともに用いる機器の概要や写真を添付すること。
- (4) 広告掲出場所の協議が契約締結期限までに整わなかった場合は、施設別特記仕様書に記載した設置可能範囲内に A E D 一体型広告を設置すること。
- (5) 協議の申し出により広告掲出場所を変更できるのは契約締結前に限るものとし、契約期間中の広告掲出場所の変更は原則不可とする。

2 設置可能期間

- (1) 施設別特記仕様書を確認すること。
- (2) 更新は 1 年ごとの更新とし、更新を希望する場合は、各施設管理者が定める期限までに各施設管理者の契約担当課まで文書にて申し出ること。また、更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更は不可とする。

3 業務内容

本事業の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) A E D 一体型広告の設置、維持管理、設置期間終了後の撤去及び原状回復
 - (2) 掲出する広告主の募集及び広告主との調整
 - (3) 広告の内容作成、掲出及び内容変更に係る業務
 - (4) 広告料、行政財産目的外使用料、広告掲出に係る電気料金の納付
- ※ 設置した機器が電気を使用しない場合は、電気料金の納付は不要。

4 設置機器仕様

設置機器仕様については、以下のとおりとする。ただし、設置可能な広告媒体（紙媒体あるいはデジタル媒体）や設置可能範囲及び周辺環境等は施設ごとに異なるので、施設別特記仕様書を確認すること。なお、各項の詳細な仕様については、甲乙協議にて決定するものとする。

(1) 共通事項

- ・ 広告掲出部分と A E D 収納部分が連結した一体の構造であること。

- ・同一の筐体ではない場合は、広告掲出部分とAED収納部分を連結させる等により、一体の構造であることを満たすようにすること。
- ・広告掲出場所の協議により、広告掲出部分とAED収納部分をそれぞれ独立した構造とする場合は、広告は設置可能範囲外に独立した構造で掲出し、AEDは別に設置可能範囲内に設置すること。ただし、施設所管課が認めた場合は、設置可能範囲外にAEDの収納と一体で広告を掲出することができる。
- ・広告の大きさは視認性を確保した大きさとすること。
- ・設置機器の外形は、施設の景観や特性を十分に考慮して設置すること。
- ・AEDの収納扉を開けた際に、アラーム音が鳴る機能があること。

(2) デジタル媒体の広告について

- ・モニターは液晶等薄型画面のものとし、広告は静止画または動画とする。
- ・音の出る広告の可否は施設ごとに異なるので、施設別特記仕様書を確認すること。
- ・電源の入り切りはタイマー等で自動制御可能なものとする。また、入り切りの時間設定は、原則施設の開館時間とし、甲が指示するものとする。

(3) 紙媒体の広告について

- ・紙媒体を照らす照明を内蔵した機器も設置可能とするが、使用可能な電気電源の有無は施設ごとに異なるので、施設別特記仕様書を確認すること。

(4) AEDについて

- ・AED本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要なものを付属すること。
- ・本体、電極パッドともに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の認可がされていること。
- ・JRC蘇生ガイドライン2015又は2020に適応していること。
- ・音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。
- ・小児に対し使用可能であること。（電極パッドの交換等付属品による対応を含む。）
- ・ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が通常に戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセルと内部放電）する機能があること。
- ・バッテリー容量、波形出力システム、内部回路等の機能についてセルフチェックを毎日行うものであること。
- ・セルフチェック等で異常があれば、アラーム音を出すなど警告する機能があること。
- ・使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。
- ・本体、バッテリー及び電極パッドが製造されてから耐用期間内のものであること。

5 AED一体型広告の設置及び撤去の条件

- (1) AED一体型広告に用いる機器及び広告物の製作、設置、撤去及び維持管理等にかかる費用等については、すべて乙の負担とする。また、メンテナンス、破損及び事故対応等の一切の保守管理については、乙の責任と負担において行うものとする。

- (2) A E D一体型広告の設置については、転倒防止や鋭利な突起物がないこと等、施設利用者への安全措置を十分に講ずること。転倒防止のために補強を必要とする場合は、甲乙協議にて補強方法を決定し、乙の負担で補強するものとする。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認することとする。
- (3) A E D一体型広告の運用を終了するときは、乙はA E D一体型広告を乙の負担で撤去し、原状回復した後、甲の検査確認を受けるものとする。
- (4) 乙は、甲乙協議の上、各施設管理者の定める設置開始日までにA E D一体型広告の設置及び運用試験等を終えるものとする。また、既存のA E Dと入れ替える場合、甲及び入れ替え前の事業者と協議の上、各施設管理者の定める設置開始日までにA E D一体型広告の設置及び運用試験等を終えるものとする。なお、広告の掲出が設置開始日以降となった場合においても、乙は甲に広告料等の減免又は返還を求めることはできない。
- (5) 乙は、A E D一体型広告の運用を終了する際に、甲又は他の事業者がA E D一体型広告等を設置する場合、A E D一体型広告等が切れ目なく稼動するよう、乙は入れ替え作業に協力するものとする。
- (6) 上記に定めるもののほか、A E D一体型広告の設置及び撤去については、甲の指示に従うものとする。

6 維持管理

- (1) A E D一体型広告の維持管理については、全て乙が行うものとする。
- (2) 転倒防止等の安全措置や、設置状況については適宜目視点検等の確認を実施すること。
- (3) A E Dについては本体の耐用期間及び電極パットやバッテリー等の消耗部品の交換時期を把握し、常時使用可能なように適切な点検、交換を実施すること。
- (4) A E Dを使用した後は電極パット、バッテリー等の消耗品の交換を行うこと。
- (5) A E D本体及び電極パットやバッテリー等の消耗品の交換を行う際には、「4 設置機器仕様」の各項目を満たすよう、十分留意すること。
- (6) 故障発生時等の緊急時には、連絡に応じ、A E Dの使用できない期間が生じることの無いよう、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をA E D収納部分等に明示すること。

7 広告掲出の条件

- (1) A E D一体型広告に掲出するすべての広告については、各施設に係る広告掲載要綱（別表1）による広告審査会で適正と審査されたものに限り、掲出することができる。
- (2) 広告内容の変更・修正をする場合は、甲の指示する日までに広告案を提出し、各施設に係る広告掲載要綱（別表1）による広告審査会で適正と審査されたものに限り、変更・修正することができる。

8 事業計画の策定

- (1) 乙は、あらかじめ甲と協議の上、A E D一体型広告の規格・機能、広告物の仕様、施

工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む）及び作業スケジュール等を記載した事業計画書（任意様式）を作成し、契約締結後速やかに甲に提出するものとする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、甲が必要でないと認めたときは、乙は事業計画書の提出を省略することができる。

9 広告掲出にかかる行政財産目的外使用許可及び使用料

- (1) 乙は、A E D一体型広告の設置について行政財産の目的外使用許可を受け、本企画競争参加の際に提示した広告料とは別に、広告掲出面積に応じて算出した使用料（月額 900 円／㎡）を納付するものとする。
- (2) 使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。また、使用許可面積を上記に定める金額に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とする。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

10 広告料及び電気料金

- (1) 乙は、使用料とは別に、広告掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。
- (2) 乙は、A E D一体型広告が電気を使用する場合、使用した電気料金を甲に支払うものとする。

11 その他

- (1) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、A E D一体型広告機器の破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙はA E D一体型広告機器の転倒や破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は乙が負担することとする。
- (2) 乙は、広告を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じるおそれがある場合、乙は甲と協議し、周辺の外観を損ねないような措置を講ずることとする。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、広告料、使用料及び電気料金は返還しないものとする。
- (4) 契約期間において、業務変更等によりA E D一体型広告について変更する必要がある場合、甲乙協議の上、乙はA E D一体型広告の変更に対応しなければならない。
- (5) この仕様書、契約書等に定めのない事項で疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、「名古屋市契約規則(昭和 39 年名古屋市規則第 17 号)」、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「各施設広告掲載要綱一覧（別表 1）」、「行政財産目的外使用許可条件」その他関係法令を遵守することとする。
- (7) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。

別表 1 各施設広告掲載要綱一覧

番号	施設名	所管局	広告掲載要綱
1	16 区役所・6 支所	スポーツ市民局	設置する区役所の広告掲載要綱
2	楠地区会館		
3	山田地区会館		
4	富田地区会館		
5	南陽地区会館		
6	志段味地区会館		
7	徳重地区会館		
8	国際会議場	観光文化交流局	観光文化交流局広告掲載要綱
9	各区図書館（21 か所）	教育委員会	教育委員会広告掲載要綱
10	千種生涯学習センター		
11	東生涯学習センター		
12	北生涯学習センター		
13	西生涯学習センター		
14	中村生涯学習センター		
15	中生涯学習センター		
16	昭和生涯学習センター		
17	瑞穂生涯学習センター		
18	熱田生涯学習センター		
19	中川生涯学習センター		
20	港生涯学習センター		
21	南生涯学習センター		
22	守山生涯学習センター		
23	緑生涯学習センター		

番号	施設名	所管局	広告掲載要綱
24	名東生涯学習センター	教育委員会	教育委員会広告掲載要綱
25	天白生涯学習センター		
26	蓬左文庫		

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額（ 使用料 ）円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じてても市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ①政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
 - ⑤公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥周辺環境を損なうおそれがある場合
 - ⑦本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合

⑧その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき

- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名（法人にあつては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があつたときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却・廃棄）

第 8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。

2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（情報の授受）

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

（報告等）

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置

を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

第1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

第2 受注者が第1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第 5 条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の範囲

(3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(4) 広告掲載料

(5) 広告の募集方法及び選定方法

(6) 審査機関

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第 6 条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

【様式集】

- 1 A E D一体型広告掲出事業申込書 様式 1
- 2 企画書記載要領
- 3 企画書(共通事項) 様式 2
- 4 企画書(施設別事項) 様式 3
- 5 法人役員等に関する調書 様式 4
- 6 共同事業体協定書 様式 5
- 7 A E D一体型広告掲出事業質問書 様式 6

A E D 一体型広告掲出事業申込書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(申請者) 所在地
 商号・名称
 又は氏名
 役職名
 フリガナ
 氏 名

令和 3 年10月27日付けで公告のありました A E D 一体型広告掲出事業について下記の書類を添えて申し込みます。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと、この A E D 一体型広告掲出事業にかかわる募集要項に定める参加資格 1 (2) から (6) に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添 付 書 類

- 1 企画書（共通事項・施設別事項）
- 2 高度管理医療機器等貸与業許可証（写）
- 3 <個人の場合> 住民票の写し 1 通
 <法人の場合> 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） 1 通
- 4 <法人の場合> 法人役員等に関する調書 1 通
- 5 <共同事業体の場合> 共同事業体協定書

申込施設 ※（施設一覧（案内書16～17ページ）の番号）を記載してください。

担当部署・ 担当者	
電話番号	
メール アドレス	

(注) 申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。
 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

(注) 共同事業体においては、添付書類 3 及び 4 は代表者、構成員それぞれ提出してください。

企画書記載要領

【企画書（共通事項）】

1. 事業者について

- (1) 「商号・名称又は氏名」及び「所在地又は住所」については、他の提出書類の記載内容と整合を図ってください。
- (2) 「電子調達システム入札参加者登録の法人コード」は、登録している事業者のみ記入してください。

2. AEDの設置（維持管理を含む。）実績について

- (1) AEDの設置（維持管理を含む。）実績について、実績がある場合は、官公庁及び民間施設における直近の設置実績各1件を記入していただき、その際の契約書の写しを添付してください。ただし、当事業において本市とすでに契約実績がある者は省略することができます。

3. AEDの維持管理方法・体制について

- (1) AED一体型広告の維持管理の方法、頻度、体制、管理部門の所在地などを記入してください。

4. 緊急時等の対応方法・体制について

- (1) 緊急時（故障時）やAED使用後の備品の交換対応など、施設管理者から連絡が入った場合の対応方法や現地到着時間等を記入してください。

【企画書（施設別事項）】

1. 施設番号について

- (1) 提案する施設の番号を記入してください。
- (2) 施設番号ごとに作成してご提出ください。
- (3) 施設番号1「16区役所・6支所」、施設番号8「国際会議場」及び施設番号9「各区図書館（21か所）」については、提案内容が異なる項目のみ、設置箇所ごとに作成してご提出ください。

2. 広告料提案金額について

- (1) 広告料月額（消費税等を含まない。）を記入してください。
- (2) 提案いただく広告料には、使用する庁舎面積等に応じた行政財産目的外使用料及び電気料金は含みません。（提案いただいた広告料以外に、行政財産目的外使用料及び電気料金を納付していただきます。）

3. 設置機器仕様に関する内訳表について

- (1) 実際に設置する施設（箇所）ごとに、①AED一体型広告の設備（広告付AED収納ボックス等）、②AED本体についての外観や仕様、性能、型番等がわかる資料（カタログなど）の名称及び掲載ページ等を記入していただき、その資料を添付してください。
- (2) ①について、電気を使用する場合、別途電気料金を納付していただきます。電気料金は下記の算式で計算したものを納付していただきますので、提案時に機器の消費電力がわかる資料をご提出ください。

$$\text{電気料金} = (\text{消費電力}) \times (\text{稼働時間} / \text{日}) \times (\text{稼働日数}) \times (\text{契約単価})$$

4. AED一体型広告の設置について

- (1) 機器のデザイン等について、「公共施設内」という視点で配慮した点を記載してください。
- (2) 図や写真を用いるなど、機器を設置するイメージを分かりやすく記入してください。

- (3) 施設別特記仕様書 2-③設置場所詳細図を必ず参照してください。
- (4) 枠内に記載しきれない場合は、別紙（任意様式）にて提出してください。
- (5) 設置機器の仕様や設置時の状況などが分かるよう、必要に応じて別途図面等を添付し、できるかぎり詳細に記載してください。

5. AED一体型広告設置にあたっての安全対策について

- (1) 設置にあたり、施設利用者等へ配慮した点を記載してください。

6. AED本体の使用時や異常発生による緊急時の対応について

- (1) 使用時、緊急時等に迅速な対応ができるよう工夫した点（AEDであることを示すサインの提示場所や、緊急時の連絡体制など）を記載してください。

企画書（共通事項）

様式 2

1. 事業者

	代表者	構成員
商号・名称又は氏名		
本店所在地又は住所		
担当部署・担当者名		
所在地 (本店・支店・営業所)		
電話番号		
メールアドレス		
電子調達システム入札参加 者登録の法人コード		

2. AEDの設置（維持管理を含む）実績

※官公庁・民間での設置実績について、直近のものを各1件記載し、契約書の写しを添付してください。

	年度	設置施設名称	設置台数	設置期間	製造元・型番	契約相手
官公庁						
民間						

3. AEDの維持管理方法・体制

※AEDを維持管理する方法、頻度、体制、管理部門の所在地を記載してください。

維持管理の方法・頻度・体制	
管理部門の所在地	

4. 緊急時等の対応方法・体制

※緊急時やAED使用後の対応、連絡があった場合の現地対応までの時間等を記載してください。

--

1. 施設番号

企画書（施設別事項）は提案する施設番号ごとに作成してください。

2. 広告料提案金額

広告料 月額

円（消費税等別）

※上記広告料の他、行政財産の目的外使用料及び電気料金が必要になります。

3. 設置機器仕様に関する内訳表

①広告付AED収納ボックス (カタログ等外観・仕様のわかるもの)		②AED本体 (カタログ等型番・仕様のわかるもの)	
資料等名称		資料等名称	
サイズ		性能	
デザイン		サイズ	
カラー		型番	
消費電力			

※内訳表の①、②欄には、外観・仕様がわかるカタログ・資料等の名称及び掲載ページを記載してください。①については、サイズ・デザイン・カラー・消費電力の掲載ページ、②については性能・サイズ・型番の掲載ページを記載してください。

4. AED一体型広告の設置について

機器のデザイン等で、「公共施設内」という視点で配慮した点を記載してください。
また、図や写真を用いるなど、機器を設置するイメージ図を添付してください。

5. AED一体型広告設置にあたっての安全対策について

施設利用者等への安全対策として配慮した点を記載してください。

6. AED本体の使用時や異常発生による緊急時の対応について

使用時、緊急時等に迅速な対応ができるよう工夫した点を記載してください。
また、AED本体及び消耗部品が常時使用可能な状態となるよう、点検・交換等の措置について工夫した点を記載してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員等について記載すること。

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、名古屋市が募集する「AED一体型広告掲出事業」（以下「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所をに置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、本事業契約が終了し、当事業体の清算が完了するまでとする。

(構成員)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称

所 在 地
商号又は名称

(代表者)

第6条 当事業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は、本事業に関し、当事業体を代表し、その権限を行うことを名義上明らかにした上で下記の権限を有するものとする。

- (1) 発注者および監督官庁等と折衝すること。
- (2) 企画提案書に関すること。
- (3) 広告料、行政財産の目的外使用料及び電気料金の納付に関すること。
- (4) 契約保証金の納付並びにこれらの還付請求及び受領に関すること。
- (5) 当企業体に属する財産の管理に関すること。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(契約期間中における構成員の脱退等に対する措置)

第10条 当事業体の構成員が契約期間中に脱退・除名・破産・解散・参加資格の欠如等によって共同して本事業を実施することができなくなった場合、残存する構成員において適切に業務を完了させることとする。ただし、残存する構成員のみでは本企画競争参加資格を満たさなくなる場合は、本事業契約は終了するものとする。

(代表者の変更)

第11条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員の承認により他の構成員を代表者とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第12条 当事業体は、当事業体の解散後においても、本事業が契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第13条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員で協議し、決定するものとする。

(代表者) 及び (構成員) は、上記のとおり共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

商号又は名称
代 表 者 名

商号又は名称
代 表 者 名

A E D 一体型広告掲出事業 質問書

商号・名称又は氏名	
担当部署・担当者	
連絡先（電話番号・メールアドレス）	